

倶知安町バス運転手住居支援事業

◎ 事業の概要

全国的な問題となっているバス運転手不足の改善に向け、乗合バス事業者に対し条件を満たす運転手に対して住居費用（賃貸家賃）の一部を補助する。
（新規採用と本町への移住促進を兼ねた支援）

【支援金(補助金)の額】

・1人あたり月額最大3万円

補助金額は、予算のうち「家賃に1/2を乗じた額の範囲内で3万円を上限」とする

【補助期間】

・最長3年間

補助期間は、一月を通して補助対象条件を満たしている期間(月単位)とする

【補助金申請者】

・倶知安町内に路線バス系統を持ち、倶知安町内に居住する運転手を雇用する乗合バス事業者
条件を満たす運転手を雇用し、居住する住居費用を運転手へ支給したバス事業者に対して、
倶知安町からバス事業者へ補助金を申請に基づき交付する

【補助対象条件(案)】

・下記要件の全てを満たす運転手が町内に所在し、運転手本人名義で賃貸借契約を結んでいる住居に居住する場合

- ① バス運転手として就業していること
- ② 倶知安町内完結系統もしくは倶知安町内を運行する広域系統の運転を担っていること
- ③ 新たに雇用開始した者であること
- ④ 初年度の補助金申請日から3年以上、就業先に継続して勤務する意志を有していること
- ⑤ 倶知安町に住民登録があること
- ⑥ 家賃及び町税等(税金及び各種資金の返還金等)に滞納がないこと

など